



2019年4月26日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼 CEO 竹内 康雄
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 IR 部門 バイブレジデント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

株主からの提訴請求に対する不提訴理由通知について

2019年3月4日付「株主からの提訴請求について」においてお知らせしておりますとおり、当社は、同年3月1日、個人株主1名（以下、「本件株主」といいます。）から、当社の過去における損失計上先送り等の一連の問題（以下、「本件一連の問題」といいます。）について当時当社の会計監査人であったあずさ監査法人（以下、「本件監査人」といいます。）に対し、十分な調査を行わなかったこと等を義務違反として、総額 886 億 6,729 万円の支払いを求める責任追及等の訴え提起を請求する書面（以下、「本件提訴請求」といいます。）を受領しておりました。

これに関し、2011年11月25日付「株主からの追加の提訴請求について」、2012年1月17日付「監査役等責任調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び同日付「当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起の決定及び損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社は、本件一連の問題に関する本件監査人等の責任に関し、2011年11月18日、別の当社個人株主から提訴請求（以下、「前提訴請求」といいます。）を受けたことから、本件監査人等と利害関係を有しない弁護士3名からなる責任調査委員会（委員長：渡邊顯。以下、「監査役等責任調査委員会」といいます。）を設置し、監査役等責任調査委員会から、2012年1月16日、「調査報告書」（以下、「本件調査報告書」といいます。）の提出を受けました。当社は、本件調査報告書に基づき、本件監査人を含めた当時の監査役、会計監査人及び執行役員並びにこれらの地位にあった者に対する提訴の可否を検討し、一部の監査役（監査役であった者を含みます。）に対する損害賠償請求訴訟（責任追及の訴え）を東京地方裁判所に提起し、本件監査人に対しては責任を追及する訴えを提起しないことといたしました。

本件提訴請求の対象事実及び相手方は、前提訴請求のそれと実質的に重複するものであることから、当社は、本件調査報告書を踏まえ、加えて2012年1月16日以降現在までに新たに発見された重要な事実がないかを監査役等責任調査委員会の委員である弁護士に再度委嘱して調査し、その意見を徴した上で検討いたしました。

上記の調査・検討の結果、本日開催の当社取締役会において、本件監査人に対する提訴は行わないことを決定し、本日、本件株主に対し会社法第847条第4項に基づく通知を送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上